

事業群評価調書(令和4年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	子ども政策局 子ども家庭課	平川 顕作
施策名	2 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	事業群関係課(室)		
事業群名	⑤ DV被害者への支援及びDVの予防	令和3年度事業費(千円)	※下記「2. 令和3年度取組実績」の事業費(R3実績)の合計額	20,204

1. 計画等概要

(長崎県総合計画テェンジ&チャレヅ2025 本文) 中学・高校生への予防教育を推進するとともに、DV被害者の立場に立った相談から自立までのきめ細かな被害者及び同伴児童への支援を推進します。						(取組項目) i) DV被害者やDV家庭に育った子どもに対する市町や関係機関、民間支援団体と連携した切れ目のない支援の推進 ii) 暴力を未然に防ぐ予防教育や啓発活動並びに民間支援団体との連携による加害者対策の推進 iii) 面前DVに対する市町の体制強化に向けた支援			
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) DV被害者等が一時保護所を退所後、社会において自立した生活を送ることができるまでの支援として、中期的に入所する施設として、ステップハウスを確保し、希望があった5世帯へ全て対応した。 今後もDV被害者等の自立のため、ステップハウスでの支援体制を確保する。 ※ステップハウス:一時保護所退所者等で自立が困難な方が地域社会で自立をした生活を送ることができるまでの間、支援を受けながら入所する施設
	ステップハウスでの支援を希望する世帯への対応比率	目標値①	/	100%	100%	100%	100%	100% (R7)	
		実績値②	100% (R元)	/	/	/	/	/	
		達成率②/①	100%	/	/	/	/	/	順調

2. 令和3年度取組実績(令和4年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					
				R2実績	うち一般財源	人件費(参考)		主な指標	R2目標	R2実績	達成率		
事業期間	R3実績	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)			R3目標		R3実績				
所管課(室)名	R4計画				事業実施の根拠法令等			事業対象	R4目標				
取組項目 ii	○	1	DV被害者自立支援事業	17,253	9,896	3,130	DV被害者の自立のため、被害者の立場にたった相談から自立までのきめ細かな支援を行うとともに、被害者の早期自立につなげ、暴力を未然に防ぐ予防教育や啓発活動を実施した。		【活動指標】	数値目標なし	113	—	●事業の成果 ・DV被害者の自立支援として37世帯の支援を実施したほか、ステップハウスにおいて5世帯の支援を行い、DV被害者の自立に寄与した。また、予防教育を中学校4校、高等学校23校、生徒数合計3,865人に実施し、中高生のDVの理解につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・ステップハウスにおいて、家事・育児支援、生活訓練を行い、DV被害者の自立促進に寄与した。
				17,253	9,661	3,116		同行支援回数(回)		数値目標なし	135	—	
				19,941	9,935	3,072		数値目標なし		/	/	/	
			H23-	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律				【成果指標】	数値目標なし	35	—		
			子ども家庭課	—	—	—			DV被害者等	自立支援世帯数(世帯)	数値目標なし	37	
							数値目標なし	/	/				

取組項目 i iii	○	2	配偶者暴力相談支援対策費	2,963	1,924	9,389	DV被害者や同伴する児童に対して、専門家によるカウンセリングを実施し、自立への支援を行った。 また、県DV対策等推進会議の開催によるDV関係機関のネットワークの形成、婦人相談員等関係職員の研修など資質向上のための取組等を実施した。	【活動指標】 相談件数(件)	数値目標なし	2,437	—	●事業の成果 ・配偶者による暴力にかかる相談件数は、令和2年度の2,437件から、令和3年度は2,189件に減少したが、全ての相談に対応し、必要な支援につなげることで、解決につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・相談を受けた者のうち、26名の一時保護を行い、希望する世帯については、一時保護所等の退所後、ステップハウスでの支援を実施するなど、地域社会における自立促進に寄与した。
				2,951	1,943	9,348			数値目標なし	2,189	—	
				3,850	2,622	9,217			数値目標なし			
			配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条						100	100	100%	
		H14-							100	100	100%	
		こども家庭課	○	—	—	DV被害者等			100			

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	DV被害者やDV家庭に育った子どもに対する市町や関係機関、民間支援団体と連携した切れ目のない支援の推進		
ii	暴力を未然に防ぐ予防教育や啓発活動並びに民間支援団体との連携による加害者対策の推進	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>・DVに関する予防教育については、県では高校生を中心に実施しているが、中学校での実施拡大のために市町への働きかけを行う必要がある。加害者対策については、国が加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を行っていることから、国の動向を見ながら民間支援団体と連携して加害者対策の実施に向けて取り組む必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>・中学校でのDV予防教育を実施している各市町に対し、テキストやリーフレットの提供等を行うとともに、民間支援団体と連携し、未実施の市町に対する働きかけを行う。加害者対策については、国において令和4年5月に「配偶者暴力加害者プログラム 試行のための留意事項」が作成され、検討が進められているため、そうした国の動向を踏まえながら適切に対応していく。</p>
iii	面前DVに対する市町の体制強化に向けた支援	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>・各市町における児童虐待担当部局とDV担当部局の連携が不可欠であり、適切な対応のため連携強化を図る必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>・県DV対策等推進会議等における協議結果について、各市町のDV担当部局で情報の共有化を図り、各市町において児童虐待担当部局と連携するよう働きかける。</p>

4. 令和4年度見直し内容及び令和5年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和4年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和4年度の新たな取組は「R4新規」等と、見直しが無い場合は「—」と記載	令和5年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 ii	○	1	DV被害者自立支援事業 H23- こども家庭課	DV予防教育の実施範囲の拡大について、民間支援団体等と連携し、会議や研修の場において市町へ働きかけを行う。 DV加害者プログラムについて、国が令和4年5月に公表した「試行のための留意事項」の内容を踏まえ、民間支援団体との連携を図り、実施状況の確認を行う。	—	引き続き、DVに関する正しい理解が得られるよう、予防教育を通じたDV防止啓発を行っていく。 来年度には国から「本格実施のための留意事項」が示される予定であり、加害者対策の本格的な実施に向けた施策が展開される可能性があるため、そうした国の動向を踏まえて検討を行う。	現状維持
取組項目 iii	○	2	配偶者暴力相談支援対策費 H14- こども家庭課	—	⑥	引き続きDV被害者や同伴する児童に対するカウンセリング等のケアを実施し、自立への支援を行うとともに、県DV対策等推進会議を開催し、DV関係機関の連携強化に努める。 新たに制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に義務付けられた都道府県計画の策定に向けた作業を行う。	改善

注:「2. 令和3年度取組実績」に記載している事業のうち、令和3年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点